

公 示 日 : 2023 年 11 月 1 日 (水)

調達管理番号 : 23a00695

国 名 : タンザニア

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : タンザニア国農業開発銀行能力強化アドバイザー業務 (灌漑開
発計画審査)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 農業開発銀行能力強化アドバイザー (灌漑開発計画審査)
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 12 月中旬から 2024 年 4 月中旬
- (2) 業務人月 : 2.50
- (3) 業務日数 :
 - ・ 準備業務 5 日、現地業務 60 日、整理業務 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
 - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
 - (3) 提 出 期 限 : 2023 年 11 月 15 日 (水) (12 時まで)
 - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
- 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年11月27日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |

④ その他学位、資格等

16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	灌漑開発における調査・設計・積算に係る各種業務
対象国及び類似地域	タンザニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業セクターは、独立以来、経済成長の主たる牽引役として重要な役割を果たしてきており、GDP の約 29%、総輸出額の約 25%を占め、直接及び間接的に人口の約 65%が農業に従事している（タンザニア第 3 次五カ年開発計画(FYDP3)、2021）。しかしながら、自給自足型の小規模農業、インフラや市場・融資へのアクセスの問題（市中銀行の農業セクターへの融資割合は 6.99%）等、さまざまな課題を抱えている。

タンザニアにおける農業開発政策は、我が国も形成支援に携わった「農業セクター開発プログラム」(Agricultural Sector Development Programme : ASDP) に沿って行われている。現在実施中のフェーズ 2 (ASDP2) では、農業金融の強化等による農業セクター向け民間投資の促進や、バリューチェーンへの農家のアクセス拡大を重視している。このような背景の下、加工産業等を含む農業バリューチェーン全体を対象とする政府の開発金融機関として、2015 年にタンザニア農業開発銀行 (Tanzania Agricultural Development Bank: TADB) が設立され、銀行業務を開始した。TADB は市中銀行の農業セクターへの融資を促進する触媒的役割を担っており、業務開始以来の 4 年間で、農業融資可能額を 1,413 億シリング（約 67 億円）まで拡大し（2019 年 8 月時点）、168 万人の小規模農家（うち 20%は女性）に融資している。また、農産品加工業者 20 社（650 億シリング）に融資するとともに、他行・金融機関の融資 174 億シリング分の信用保証も行っている。また、これまで政府が主体的に行ってきた灌漑開発に関しても、小規模・中規模の開発に限り民間が自ら開発して良いこととなり、TADB の融資の範囲が広がっている。更に、TADB はアフリカ開発銀行の融資対象にもなっており、タンザニアの農業金融の発展に向けた中核的存在となることが期待されている。他方、TADB はまだ歴史が浅く、農業に特化した開発金融機関としての的確に機能するためには、農業金

融、投資分析、バリューチェーン分析等における TADB 職員の能力強化が不可欠である。かかる状況において、タンザニア政府は我が国に対し、TADB に対する日本人専門家の派遣による技術支援及び TADB 職員の行内研修の実施にかかる支援を要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、タンザニア農業開発銀行（Tanzania Agricultural Development Bank:TADB）をカウンターパート機関（以下「C/P」）とし、研修や On the Job Training (OJT)を通じて TADB の能力強化を行うことにより、生産性向上に資する農業インフラ整備や農業資機材の導入等を促進し、以てタンザニア農業セクター開発に寄与することが期待される。なお、本案件では金融に関するアドバイザーが別途配置されており、本業務従事者には特に灌漑開発案件の審査に関わる能力強化を行うこととする。

本業務で期待される成果は以下の通り。

（1） 準備業務（2023 年 12 月中旬～2023 年 12 月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、タンザニア政府作成の政策文書等を参照し、TADB の現在能力及び期待される役割、灌漑開発への融資における審査の手法及び審査のポイントを把握する。
- ② JICA 経済開発部及びタンザニア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

（2） 現地業務（2024 年 1 月上旬～2024 年 3 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タンザニア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② タンザニア農業省（MoA）、タンザニア水・灌漑省、タンザニア国家灌漑庁（NIRC）等の政府関係者、他ドナー等からの情報収集を通じ、タンザニアにおける灌漑開発計画、必要開発資金の規模感、TADB に対する期待を確認する。特に、MoA が実施する Block Farming Initiative、NIRC が管理する包括的灌漑事業ガイドライン（CGL）の詳細を確認する。
- ③ 同案件に派遣される金融専門家から、これまでの能力強化の経緯を確認する

と共に、TADB が灌漑開発の融資審査を実施するにあたり不足している能力を特定する。

- ④ 情報分析及び収集した情報を基に、能力強化セミナーを企画・実施する。セミナーは短期集中型とせず、テーマごとに別日に実施することとし、できるだけ研修参加者が多くなるように工夫する。研修テーマは以下を参照しつつ、必要に応じ変更を認める。

【研修テーマ】

- ア) 他国における小・中規模灌漑開発のケーススタディー
 - イ) 灌漑開発のフィジビリティスタディー (FS) に関する基礎知識
 - ウ) 小・中規模灌漑開発の概観とそれぞれの開発で導入される水利施設の種類
 - エ) 数量明細書 (B0Q) の作成の流れと読み解き方
 - オ) 灌漑開発におけるキャッシュフロー (※金融専門家と合同実施)
 - カ) ファイナンス手法 (※金融専門家と合同実施)
 - キ) ラップアップ
- ⑤ セミナー教材及びセミナーにおける質疑応答等を基に、灌漑開発融資マニュアルを作成する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (英文) を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA タンザニア事務所に現地業務結果報告書 (和文・英文) を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 整理業務 (2024 年 3 月下旬～2024 年 4 月上旬)

専門家業務完了報告書 (和文) を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン (全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

○英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

現地業務期間終了時。和文及び英文。現地で作成した資料を添付する。提出部数は以下のとおり。

○英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

○和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2024 年 4 月 12 日（金）までに提出。

現地で作成した資料及び現地で収集した資料を添付する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ／ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ／ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、金融専門家の派遣予定が 2024 年 1 月中旬から 2 月下旬であるため、できるだけ現地でオー

バーラップする日程を考慮して提案してください。

② 現地での業務体制

金融に関する専門家（コンサルタント）が派遣されています。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり。

イ) 宿舎手配：便宜供与あり。変更の場合は現地で JICA タンザニア事務所にご相談ください。

ウ) 車両借上げ：金融専門家が傭上する会社を紹介します。

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：現地派業務期間開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：TADB 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第 2 グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 農業開発銀行能力強化アドバイザー案件概要表
- ・ 金融専門家 現地業務報告書及び月報

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

本案件の評価に当たっては、プレゼンテーションは実施しません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

以上